

POPs 条約の附属書改正に係る化審法に基づく 追加措置（第一次答申）について



環境省は、平成 27 年 7 月 24 日に開催された「第 156 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」において、平成 27 年 5 月の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、POPs 条約）第 7 回締約国会議の附属書改正により、条約の対象に追加された 2 物質群（ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 2 のもの）、並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類）について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、化審法）第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であると結論付け、環境大臣宛てに第一次答申がなされました。

なお、塩素数が 3～8 のポリ塩化ナフタレンについては、既に第一種特定化学物質に指定されております。

また、同 2 物質群については、経済産業省の化学物質審議会第 148 回審査部会にて、厚生労働省では平成 27 年度第 1 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会でも審議され、同様に第一種特定化学物質に指定することが適当との結論を得ています。

今後は、当該 2 物質群の海外における使用事情を考慮して、輸入禁止の製品を指定することや、代替困難な用途については用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限することについて、引き続き中央環境審議会において検討を進めるとのことです。

当社では、製品中の有害物質等の測定を行っております。ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成27年8月4日 環境省報道発表資料

衛生検査箇所 山田悠貴

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関（日本水道協会）から認められました。